

# 「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領」の新規制定について

令和3年5月  
経済産業省  
産業保安グループ  
電力安全課

## 1. 制定目的

風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査のうち、風力発電設備の構造強度に係る審査については、平成26年4月に建築基準法及び電気事業法に基づく個別の審査から電気事業法に基づく審査に一本化された際に、建築基準法と同等以上の保安水準を確保する必要があるとして、「発電用風力設備に関する技術基準の省令」及び「発電用風力設備の技術基準の解釈（以下「風技解釈」という。）」を改正するとともに、「発電用風力設備の設置又は変更の工事計画に関する審査実施要領（以下「内規」という。）」を新規に制定した。

この内規において、風技解釈に示された方法によるものや型式認証<sup>1</sup>の設計条件を満たす設備は産業保安監督部で審査が可能な「一般設備」とした。他方で、風技解釈に示された方法によらないものや型式認証の設計条件を逸脱する設備については、審査に高度な知識が必要な「特殊設備」としたうえで、特殊設備に該当する発電用風力設備を含む工事計画届出（電気事業法第48条）に対しては、専門家による審査（以下「専門家会議」という。）を行うものとしている。現在は、専門家会議の事前確認には「ウインドファーム認証<sup>2</sup>」を活用することで、専門家会議の審査の効率化を図っている。

近年、暴風による風力発電設備の倒壊事故を契機とした型式認証の必須化や、風車の大型化（出力3MW以上）に伴う特殊設備案件の増加、海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）やエネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）に位置づけられた洋上に設置される風力発電設備（以下「洋上風力発電設備」という。）の導入拡大により、陸上に設置される風力発電設備が主な対象であった従来の工事計画届出の審査を見直す必要が生じた。加えて、令和2年12月25日に開催した「第2回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、風力発電設備に関する工事計画届出の審査の期間の短縮や、洋上風力発電設備における港湾法等との手続きの一本化等、合理化・効率化の要望があった。これらを受け、令和3年1月22日に開催した「第4回電気保安制度ワーキンググループ」において、工事計画届出の審査の合理化に向けた見直し方針が審議・承認された。

以上を踏まえ、これまでの工事計画届出の審査における専門家会議の知見を精査して、一般設備の要件を見直すこととし、新たに「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領（以下「審査実施要領」という。）」を制定し、内規を廃止することとする。

## 2. 主な制定内容

- (1) これまで工事計画届出の審査において運用上利用してきた型式認証やウインドファーム認証を、工事計画届出の審査の書類の1つとして審査実施要領中に規定する。また、ウインドファーム認証は公

<sup>1</sup> JIS C1400-22により規定される風力発電機及びタワーに対する型式認証又はそれと同等と認められる型式認証のこと。

<sup>2</sup> 公益財団法人日本適合性認定協会が、当該協会の認定基準「風力発電システム：ウインドファーム」に基づき、ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）の製品認証機関として認定した機関による、風力発電所に対する認証のこと。

益財団法人日本適合性認定協会が当該協会の認定基準「風力発電システム：ウインドファーム」に基づき認定した認証機関が発行したものに限ることを規定する（別紙1）。

(2) 工事計画届出の審査を効率化する観点から、次の場合については一般設備扱いとする旨を一般設備等の要件に規定する（別紙1）。

- ・ウインドファーム認証でその対象設備の設計の安全が確認できている場合：1. (4) ②及び(6)、3. (1)
- ・過去の専門家会議において実測データに基づき確認されている風車型式である場合：1. (5) ②
- ・過去の専門家会議で確認されている手法であり、ウインドファーム認証でそのタワーの設計が適切に行われていることが確認できている場合：2. (3) ②

なお、別紙1で定める一般設備等の要件のうち、1. (5) ②の風車型式及び2. (3) ②の手法については、経済産業省電力安全課のウェブページ内で順次公開するものとする。

(3) 専門家会議に諮る際の発電所概要書の様式を統一する（別紙2）。

以上